

セゾンカード 永久不滅ポイント規約一部改定のお知らせ

2017年11月26日をもって永久不滅ポイント規約を改定し、UCカード 永久不滅ポイント規約と同じ内容に統一いたしますのでご案内いたします。主な改定箇所は以下のとおりです。

■永久不滅ポイント規約 新旧対照表

改定前	改定後
セゾンカード 永久不滅ポイント規約	永久不滅ポイント規約
<p>第2条（用語の定義）</p> <p>この規約に特に定めていない用語・事項は、クレジットカード規約（以下「カード規約」という）の定めるところによります。</p> <p>なお、当社が第三者と提携して発行する提携カードに付帯する独自のポイント制度等、この規約と別の定めがあるプログラムは、その定めるところによります。</p>	<p>第2条（ポイント付与の対象カード）</p> <p>本サービスの対象カード（以下「本カード」という）は、当社が発行するセゾンカード及びUCカード（家族カードを含む）とします。但し、当社所定のカードについては、本サービスの対象外とし、対象外のカードの申込書、WEBサイト等には、本サービスの適用がない旨記載します。</p>
<p>第3条（ポイント付与の対象カード）</p> <p>本サービスの対象カード（以下「本カード」という）は、当社が発行するセゾンカード（家族カードを含む）とします。但し、当社所定のカードについては、本サービスの対象外とし、対象外のカードの申込書、WEBサイト等には、本サービスの適用がない旨記載します。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第3条（用語の定義等）</p> <p>本規約に特に定めていない用語・事項は、<u>本カード規約</u>（以下「カード規約」という）の定めるところによります。</p> <p>2. <u>本カードがUCカードである場合には、本条以下の規定の適用に当たっては、本会員を本人会員と読み替えるものとします。</u></p> <p>3. <u>当社が第三者と提携して発行する提携カードに付帯する独自のポイント制度等、本規約と別の定めがあるプログラムは、その定めるところによります。</u></p>
<p>第6条（ポイント確認）</p> <p>ポイントの本会員への直近の付与数及び保有残数は、カード会員用 Web サービス「<u>Net アンサー</u>」及び「<u>パーソナルアンサー（自動音声応答）</u>」で本会員が確認できます。</p> <p>本カードのご利用明細書を受取っている本会員には、当該明細書に記載する方法で通知します。</p>	<p>第6条（ポイント確認）</p> <p>ポイントの本会員への直近の付与数及び保有残数は、カード会員用 Web サービス及び自動音声応答で本会員が確認できます。</p> <p>本カードのご利用明細書を受取っている本会員には、当該明細書に記載する方法で通知します。</p>
<p>第13条（譲渡禁止）</p> <p>本会員は、<u>第7条第2項の場合を除き、保有ポイントを第三者に譲渡したり相続させたりすることはできません。</u></p>	<p>第13条（譲渡禁止）</p> <p>本会員は、保有ポイントを第三者に譲渡したり相続させたりすることはできません。<u>但し、第7条第2項の規定に基づく合算についてはこの限りではありません。</u></p>

<p>第 14 条（権利喪失及び利用停止） （1 項 略）</p> <p>2. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本会員が保有するポイント並びに商品との交換及び合算に関する資格を何ら通知することなく、喪失させまたは停止することができます。</p> <p>(1) 本会員が当社に対する債務（本カードに限られない）の履行を怠った場合</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>	<p>第 14 条（権利喪失及び利用停止） （1 項 略）</p> <p>2. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本会員が保有するポイント並びに商品との交換及び合算に関する資格を何ら通知することなく、喪失させ又は停止することができます。</p> <p>(1) 本会員が当社に対する債務（本カードに基づき負担するものに限られない）の履行を怠った場合</p> <p>(2) ～ (5) (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>UC 法人カード・コーポレートカードに関する永久不滅ポイント特約</u></p> <p><u>第 19 条（法人カード等の取扱い）</u></p> <p>本条以下の規定（以下「本特約」という）は、<u>UC 法人カード及びコーポレートカード（以下、「法人カード等」という）への本サービスの適用について定めるもので、前条までの規定と重複する場合は本特約を優先し、本特約に定めのない事項は、前条までの規定、並びにカード規約及びカード使用者規約の定めるところによります。</u></p> <p>なお、前条までの規定の適用に当たっては、<u>本会員を法人カード及び会社主債務型コーポレートカードの法人会員又は個人主債務型コーポレートカードのカード使用者、家族会員を法人カード及び会社主債務型コーポレートカードのカード使用者と、それぞれ読み替えるものとし</u>ます。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 20 条（ポイント付与の対象カード及び取引）</u></p> <p>当社は、<u>法人カードについては、カード使用者のカード利用分を合算し、ポイントを法人会員に付与します。コーポレートカードについては、カード使用者毎にカード利用分に基づきポイントを算出し、当該カード使用者に付与します。但し、コーポレートカードへの本サービスの適用は、法人会員との契約により当社が決定</u>します。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 21 条（ポイント確認）</u></p> <p>法人会員又はカード使用者への直近のポイント付与数及び保有残数は、<u>法人カードは法人会員宛のご利用明細書に、コーポレートカードは、個々のカード使用者のご利用明細書に記載する方法で通知</u>します。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 22 条（ポイントの合算）</u></p> <p>法人会員が複数の法人カード等を所有する場合でも、<u>ポイントは各々の法人カード等別に付与し、当該付与されたポイントを合算することはできません。</u></p>

	<p>カード使用者に付与されたポイントは、当該カード使用者が本会員として保有する本カードの利用により付与されたポイントと合算することはできません。</p>
(新設)	<p><u>第 23 条（商品等との交換）</u></p> <p><u>法人カード等の利用につき、法人カードの法人会員、会社主債務型コーポレートカードの法人会員、及び個人主債務型コーポレートカードのカード使用者（以下、総称して「交換権限保有者」という）は、第 9 条の規定に従い商品との交換ができます。</u></p> <p><u>2. 法人カード及び会社主債務型コーポレートカードのカード使用者から、前項の交換申込みがあった場合は、法人会員の代理行為とみなし、商品がカード使用者の個人的目的に使用された結果生じたトラブルは、法人会員とカード使用者の間で解決するものとし、当社は一切の責を負いません。</u></p> <p><u>なお、この規定はカード使用者以外の従業者からの申込みの場合にも適用します。</u></p> <p><u>3. 交換した商品を送付する場合の送付先は、法人カードについてはご利用明細書送付先、コーポレートカードについては、カード使用者からの申込みは当該カード使用者の届出住所又は勤務先、法人会員からの申込みはご利用明細書送付先とします。</u></p>
(新設)	<p><u>第 24 条（権利喪失及び利用停止）</u></p> <p><u>法人会員又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当した場合、法人会員又は当該カード使用者が有する、法人カード等に関して付与されたポイント及び商品との交換に関する一切の資格を失効するものとします。</u></p> <p><u>(1) 退会又は法人会員資格を喪失した場合</u></p> <p><u>(2) カード使用者が法人会員からの申し出により廃止又は使用取消になった場合</u></p> <p><u>2. 法人会員又はカード使用者が、次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、法人会員又は当該カード使用者が保有するポイント及び商品との交換に関する資格を何ら通知することなく、喪失させ又は停止することができます。</u></p> <p><u>(1) 当社に対する債務（本カードに基づき負担するものに限られない）の履行を怠った場合</u></p> <p><u>(2) カード規約、カード使用者規約又は本規約に違反した場合</u></p>

	<p>(3) <u>不正な方法によるポイントの取得又は交換が行われたと当社が判断した場合</u></p> <p>(4) <u>前号のほか、本サービスの利用状況又は本サービスを受けるためのカード利用状況が不適切又は社会通念に照らし容認できない等により、当社との信頼関係が維持できなくなった場合</u></p> <p>(5) <u>その他前各号に準じる行為を行ったと当社が判断した場合</u></p>
--	--

【下線部は改定部分を示します。】